

## 電子メールを活用した情報共有における実施要領

### (総則)

- 1 本要領は、四日市港管理組合が発注する案件における、受発注者間の情報共有について定めるものである。

本要領における「情報共有」とは、工事中・業務中のプロセスにおいて必要な情報を受発注者間で、電子的に交換し相互利用することである。

### (実施方法等)

- 2 実施方法等は、三重県における電子メールを活用した情報共有における実施要領（以下、三重県要領）第2項以下で定めるところによる。ただし、三重県要領第9項は適用しない。

運用方法は、三重県における電子メールを活用した情報共有における実施要領の運用で定めるところによる。

- 附則 この要領は、令和元年7月1日以降の起案にかかるものから適用する。  
この要領は、令和3年11月1日以降の起案にかかるものから適用する。